

火光利用さば漁業

1 制限措置

別表 1 のとおり

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和 7 年 9 月 10 日から同年 10 月 10 日までとする。

棒受け網漁業

1 制限措置

別表 2 のとおり

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和 7 年 9 月 10 日から同年 10 月 10 日までとする。

別表 1

制限措置の内容						
漁業種類	許可等をすべき船舶等の数※	許可等をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	操業区域	漁業を営む者の資格
一本釣り漁業及びたもすくい漁業	1隻(1)	「新トン数適用船舶」の場合は、総トン数が100トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合は、総トン数が70トン未満とする。 ただし、平成3年度及び平成4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」で共補償を行った残存漁業者の申請に係る船舶であって、かつ、知事が特に必要と認めた場合はこの限りでない。	定めなし	周年	伊豆諸島海域（ただし、八丈島近海漁場及び鳥島近海漁場（ベヨネース列岩から孀婦岩と北之島との中間線までの海域をいう。）を除く。）	東京都島しょ部に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都島しょ区域にある者であること。
	21隻(3)	なお、ただし書に規定する場合において、許可等を行うことができる船舶は、「新トン数適用船舶」の場合は、総トン数が150トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合は、総トン数が100トン未満とする。				千葉県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が千葉県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者であること。
	1隻(1)	（注）「新トン数適用船舶」とは、昭和57年7月18日以降に建造された船舶及び昭和57年7月17日以前に建造された又は建造に着手された船舶のうち昭和57年7月18日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項に定める特定修繕をいう。）を行った船舶をいい、「旧トン数適用船舶」とは、新トン数適用船舶以外の船舶をいう。				神奈川県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が神奈川県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者であること。
	4隻(3)					静岡県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が静岡県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者であること。
※（）内はこの漁業に使用する船舶で、「新トン数適用船舶」の場合の総トン数が、25トン以上100トン以下（制限措置の内容(許可等をすべき船舶の総トン数)のただし書に規定する場合に該当するときは、150トン以下）及び「旧トン数適用船舶」の場合の総トン数が、20トン以上70トン未満（制限措置の内容(許可等をすべき船舶の総トン数)のただし書に規定する場合に該当するときは、100トン未満）の許可等を行うことができる各都県別の隻数。						

別表2

制限措置の内容						
漁業種類	許可等をすべき船舶等の数※	許可等をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	操業区域	漁業を営む者の資格
あじ・さば棒受け網漁業	41隻(0)	<p>「新トン数適用船舶」の場合は、総トン数が100トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合は、総トン数が70トン未満とする。</p> <p>ただし、平成3年度及び平成4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」で共補償を行った残存漁業者の申請に係る船舶であって、かつ、知事が特に必要と認めた場合はこの限りでない。</p>	定めなし	周年	伊豆諸島海域	東京都島しょ部に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都島しょ区域にある者であること。
	3隻(3)	<p>なお、ただし書に規定する場合において、許可等を行うことができる船舶は、「新トン数適用船舶」の場合は、総トン数が150トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合は、総トン数が100トン未満とする。</p>			伊豆諸島海域（ただし、八丈島近海漁場及び鳥島近海漁場（ペヨネース列岩から嬬婦岩と北之島との中間線までの海域をいう。）を除く。）	千葉県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が千葉県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者であること。
	2隻(2)	<p>（注）「新トン数適用船舶」とは、昭和57年7月18日以降に建造された船舶及び昭和57年7月17日以前に建造された又は建造に着手された船舶のうち昭和57年7月18日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項に定める特定修繕をいう。）を行った船舶をいい、「旧トン数適用船舶」とは、新トン数適用船舶以外の船舶をいう。</p>				静岡県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が静岡県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者であること。
<p>※（）内はこの漁業に使用する船舶で、「新トン数適用船舶」の場合の総トン数が、25トン以上100トン以下（制限措置の内容(許可等をすべき船舶の総トン数)のただし書に規定する場合に該当するときは、150トン以下）及び「旧トン数適用船舶」の場合の総トン数が、20トン以上70トン未満（制限措置の内容(許可等をすべき船舶の総トン数)のただし書に規定する場合に該当するときは、100トン未満）の許可等を行うことができる各都県別の隻数。</p>						